

第3回_阪南市立学校のあり方検討委員会_会議録

日 時	令和4年10月17日(月) 13時00分～14時55分		
場 所	阪南市役所 別棟2階 第3・4会議室		
出席者	〈阪南市立学校のあり方検討委員会〉 委員 会長(和歌山大学) 本 山 貢 副会長(大阪芸術大学) 北 浦 米 造 阪南市自治会連合会代表(大西町) 古 野 悦 司 阪南市立中学校 校長(鳥取中学校) 中 山 孝 一 阪南市立小学校 校長(上荘小学校) 濱 井 英 洋 公募市民 四 至 本 悟 公募市民 山 本 彰 公募市民 原 田 知 子 総務部長 魚 見 岳 史 未来創生部長 松 下 芳 伸 生涯学習部長 伊 瀬 徹		
事務局	〈事務局(生涯学習部)職員〉 副理事 丹 野 恒 副理事兼教育総務課長 中 川 准 樹 学校教育課長 石 原 慎 教育総務課参事 吉 見 勝 吾 学校教育課課長代理 花 元 英 夫 学校教育課課長代理 井 谷 匡 史 教育総務課課長代理 堀 野 純 司 教育総務課総括主査 中 山 直 子		
書記	教育総務課参事 吉 見 勝 吾		
傍聴者	なし		

配付資料 第3回_アンケート結果

会議の要旨

次第 1. 開会

(司会)

第3回阪南市立学校のあり方検討委員会を開会する。本検討委員会は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。「会議の公開に関する指針」に基づき、原則、会議を公開することとしているが、本日の傍聴者はない。また、会議録については、事務局が要旨をまとめ、各委員にご確認いただいた後、本市の情報公開コーナーで公開するとともに、市のウェブサイトにも掲載する。

次第 2. ソフト面についての検討

(会長)

次第の2「ソフト面についての検討」について事務局の説明を求める。

(事務局)

前回での小中一貫校に関しての意見として、先ずは、中1ギャップに対する手立てとして、良い流れになるとの前向きな意見があった。また、廃校予定の府立泉鳥取高校を小中一貫校の建物として活用することを提案いただいたことについて、現時点で利活用などは考えておらず、大阪府に対して申入れなどは行っていないことをお答えした。

副会長からは、既存施設を使用する場合は、児童生徒それぞれの体格に応じたものに改修する必要があるとの指摘があった。また、小中一貫教育に関しては、小学校は小学校として、中学校は中学校としてそれぞれがこれまで築きあげてきた人材や地域性や文化などがあると思うので、デメリットを含めた総合的な判断が必要で、慎重に検討を進めてほしいとの意見もあった。

また、小中一貫教育の資料に記載のあった阪南市におけるいじめや不登校の取組に関する質問などに対し、事務局からは、これまでの取組状況を説明し、組織的に対応する体制は整っていることを説明した。

副会長からは、小中一貫校に関して同一敷地内で職員室も同じとするなど、常に情報共有できる環境が必要であること、一つの運動場を小学生と中学生が使用することから、小中一貫校には2つの運動場又は広い運動場を確保できる校地の広さが必要であるとの意見があった。

会長からは、小中一貫教育については、メリットも多いがデメリットも多く、現時点では、これらの課題を踏まえて取り組む必要があり、どの市町も導入できていない現状があること、阪南市は色々な地域が存在している中で、仮に異なる地域を集約し、建物を全て建替えて小中一貫校を導入することは、複雑な地域性や財政的な負担も大きく厳しいので、併設型や連携型などをうまく活用し、9年間の教育について体制づくりを模索していく方が現実的であるとの意見があった。ただし、モデル校として導入する場合は、効果の検証に時間を要

することから全市的な取組が遅れるなどの課題があるとの指摘もあった。

その他の意見として、「将来の子どもたちの人数を考えると、今後の検討に当たっては、これまでの旧町村や地域を超えて、適性規模が確保できる学校を決める必要がある。」「海洋教育における体験教育を、全市的に取り組んでほしい。」という意見や「学校現場における土日の部活動や勤務時間など労働環境」に関する意見などがあった。

前回の内容については、以上である。

続いて、本日の配付資料（アンケート結果）は市民公募委員と各公共団体の代表の委員からのものを集約したものであり、左の欄の選択肢は■が選択した委員があった項目で、□が選択した委員がなかった項目であることを申し添える。

＜小中一貫教育＞

（会長）

まずは、小中一貫校に関して、アンケートも含めて各委員から意見などを伺う。

（A委員）

小中一貫教育というものを自分が体験したことがなく、どの程度まで進んでいるのかがわからないため、現時点では導入の是非についてはわからない。メリットについては中学校に進学する時にスムーズに進級できることで、デメリットについては、教員の仕事が更に増えることではないかと考える。

（D委員）

小中一貫教育を導入している他市の成功事例や導入しているところの実態がまだわからない中では、今まで取り組んできた小中連携の実績をもとに、更に行事や教員の教育内容の研究、授業の交換などの取組などを工夫すれば、基本的には現行のままで、小中一貫教育でめざす目的は達成できるのではないかと考える。

また、阪南市の地域性やこれまでの歴史、地域の広さや先生方の実情などを総合的に考えれば、現行のままの方が良いのではないかと考える。

（E委員）

現在のメリットとデメリットを踏まえると、どちらかといえば導入には積極的ではない。小中一貫教育が学校施設を同じにしない方法で、先生方や教育委員会などの教育関係者、保護者、地域の協力者等それぞれの連携を深めることにより、小中一貫教育と同等の成果を上げることができるし、まだまだ現行でも改善の余地があるのではないかと考える。

仮に、小学生と中学生が同一敷地の学校となった場合であっても、小1と中3では発達段階の差が大きく、同じ運動場を使うことで命に関わる怪我などが起こらないかと危惧する。

（F委員）

一部の地域で良いので導入した方が良いと考える。全市的に導入するのではなく、小規模な学校で導入してはどうか。現実的には難しいとは思いますが、従来の学年単位ではなく、9年間で個々の成長を応じたシステムができれば良い。

他市の状況は関係なく、阪南市独自のものをやればよい。

(C委員)

現在の阪南市は、小学校1校と中学校1校が1組、小学校3校と中学校1校が1組、小学校2校と中学校1校が2組である。

以前に勤務経験がある当時長野県木曾郡山口村にある小中学校では、建物は同一敷地内にあり、校長1名、教頭2名と小中学校それぞれの教師で構成されている中で、小学校の担任を務めていた。その学校は、ひとりの校長による一貫した教育目標の下、小学校と中学校の教師が互いに協力し合って連携しており、自分の子も通わせたいと思える学校であった。

したがって、小学校と中学校が違う場所で別々に運営するのであれば、あまり教育効果が得られないので、小中一貫教育を導入するのであれば、同一敷地内の学校とするべきではないか。

また、導入に当たっては、適正な規模というものがあり、大規模校では運動場などの運営面で苦勞するし、小規模な学校は小学校と中学校の先生が一緒になることで適正規模になり、コミュニケーションが取れて日直の回数などの負担も減る。

(B委員)

現在、本市における教育方針については教育委員会が教育目標を定め、各校の校長が加味しているが、小中一貫教育のソフト面におけるメリットについては、これまでのシステムを工夫することで、小中一貫教育を導入しなくても十分補えるものと考ええる。

小中一貫校を導入するのであれば、適性規模でかつ同一敷地内であるなど施設環境の条件が整っている必要がある。分離型など職員数が同じ環境の下で働けない環境では、机上の空論になりかねない。

(副会長)

将来、子どもたちの目線で考えたとき、今後、更に児童数が減少して学級数も減少する中、統合により複数の学級にした環境で子どもたちを過ごさせてやりたい。したがって、まずは小学校と小学校を統合して学年のクラスを増やすことが大事である。小中一貫校に関しては、全体的にはスムーズなイメージがあるが、具体的になると課題も多い。まずは施設環境を整える必要がある。各委員の意見にあったように、運動場の問題もあり、例えば小学校が45分授業に対して中学校は50分授業なのでチャイムの問題もある。また、教師の立場で考えても、9年間となることで、場合によっては対象の子どもたちは増えるが、関りが薄くなってしまっておそれはないかと思っている。小学校で6年間、中学校で3年間、それぞれの教師が密に子どもたちと関わりをもって、小学校から中学校へしっかりと引き継ぐ従来の教育の方が良い場合があるのではな

いか。

当面は、統合を進める中で小中連携を継続していく。小中一貫校は、さらにその先の状況変化などを見極めながら検討していけばよいのではないか。

(D委員)

小中一貫教育の導入に際して、教員免許の内容についての課題はないのか。例えば、小学校の低学年が比較的幼児教育に近い内容に対して、中学校の3年生では高等学校の教科に近い内容で課題はないのか。

(会長)

現在、幼稚園と小学校では教育内容や免許は明確に分かれているので、幼稚園と小学校の免許を取得して卒業する者もあれば、小学校と中学校の免許を取得して卒業する者もいる。ただし、免許の取得のために必要な単位数があるので、多くの免許を取得する人は現実的には限られる。

大阪府の現状では、小学校と中学校の両方の免許を持っている教員が多くいるわけではないので、小中一貫教育を導入する際は一部の教員に負担がかかることになる。教員配置に際してはこの辺りも考える必要がある。

また、各委員の意見も伺うと、国が求めているものや阪南市のモデルになるものと阪南市の現状とは、かなり乖離している。また、細かなところで課題もあり、加えて阪南市の現状を考えると実現は難しい。

ちなみに、和歌山大学附属小中学校は、同一敷地の分離型だが、校内のチャイムは鳴らない。また、校長は1名だが、従来の校長に比べて業務は複雑で煩雑になり校長の負担は増えている。

現時点では、小中学校が完璧に連携することは難しいが、今後の教員不足などを考えると今までどおりで良いという訳でもない。

今後、子どもたちが減り、統合によって、校区が広域化して、子どもや保護者の負担は増えることとなるが、時機を見て統合する必要があると考える。

一方で、小中一貫教育を全市的に導入することは難しく、現時点では結論が出ない。

他に意見や質問はないか。

(各委員)

意見等はなし。

<コミュニティスクール>

(会長)

次に、コミュニティスクールに関して、アンケートも含めて各委員から意見などを伺う。

(副会長)

今回の議論は、従前からの「学校評議員制度」ではなく、国が新しく定めた「学校運営協議会」に関することであることを前提で述べるが、これは、学校運営に関しての承認や意見だけでなく、教職員の任用も教育委員会に意見を述

べることができるような権限があり責任を伴う。全国の設置率は33%で今年になって40%程度である。国は努力義務として設置率100%をめざしているが、市は現時点でどう考えているのか。

(事務局)

努力義務となっているので、まったく導入しないという考えではない。ただし、保護者や地域における多様な意見への対応など、様々な課題があり、近隣市町で導入しているところの情報などを収集しているところである。

国は、コミュニティスクールを推進する理由の一つとして、先生は人事異動で入れ替わるが、地域は入れ替わらないことから、地域も共に学校を運営していこうというものなので、いずれは導入することとなると考える。ただし、全市的に同時か又は部分的な導入かを含め、現時点では、慎重な議論が必要であると考えている。

(会長)

和歌山県内の導入校で大きなトラブルなどは聞かない。地域は学校を支えていこうという前向きな姿勢があるので、学校が何をやっているかわからないという環境ではない。

やり方によれば、良い方向に進むのではないか。

現在の小学校の状況はどうか。

(C委員)

やはり、コミュニティスクールを考えるうえで、学校と地域をつなぐコーディネーターの存在が重要であるが、仕事を持っている方をお願いすることは難しく、一番の課題となるのが人材の確保である。また、新学習指導要領の改訂により、授業時数の確保のために夏休みや行事などを工夫しながら学校運営しているなかで、時間の確保も課題となる。

しかし、地域とつながるような取組は必要であり、子どもたちに昔の遊びを教してもらったり、田植えや稲刈りを体験させてもらったりなどの活動を本校では実施している。

(会長)

現在の中学校の状況はどうか。

(B委員)

授業の精選や夏休みの短縮などに取り組み、それでもなお授業時数の確保が大きな課題となっている中で、小学校以上に地域と関わるような取組を行う時間が確保できない状況にある。

また、学校運営についても地域の方と進めて行くような時間が確保できない状況にある。

(会長)

他に意見等はないか。

(E委員)

何をもって、コミュニティスクールとなるのか。コミュニティスクールの定

義と必要な要件はなにか。

(事務局)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）が平成16年に改正され、保護者と地域住民等が学校運営に参画する仕組みとして学校運営協議会いわゆるコミュニティスクールの定義ができた。

これまで大阪府では、この組織に先駆けて独自で学校協議会を設け、本市においても資料の12項に記載のとおり、学校協議会を設置し、各校長は学校経営に関する情報を積極的に知らせ、必要に応じて意見等を聴取する中で、学校経営や学校運営に生かしているところである。

今回のコミュニティスクールとは、平成29年地教行法改正により別添資料2-1のとおり、地教行法第47条の5により、教育委員会に設置について努力義務が課せられた学校運営協議会のことで、主に①学校長の学校運営の基本方針を承認する。②学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。以上の3つの機能を持った組織のことである。

国の考えとして、これまでは先生が主に学校運営を考えていたが、先生は人事異動で入れ替わる。地域は入れ替わらないので、学校運営についても地域とともに考えていく手法として具現化されたものであると理解している。

したがって、学校運営協議会を設置するということは、地域の方にも共に責任を持って学校運営に参画していただくということになる。

導入校では、責任が伴う委員の選定や確保が課題となっているようだ。

(会長)

資料では教職員の任用などの記載があるが、人事まで踏み込んだ議論となると難しい。例えば気に入らない先生を異動させるといった意見は域を超えており、地域が学校へ入り込んで荒らすというのではなく地域と共に学校を運営していこうというものが原点である。

導入された場合の懸案事項として、地域や保護者などから多数の意見をどう学校の運営に反映させるか、校長をはじめとした教員への負担の増加が危惧される。

課題はできるだけ学校の負担にならないように、どのように地域と協議していくかということである。

他に意見等はないか。

(F委員)

この検討委員会の委員になって、初めてコミュニティスクールのことを知った。地域の人が学校の運営に関わることができる仕組みがあるのであれば、是非とも導入してほしい。新たな組織を作るのではなく、これまでの学校協議会を活用できないか。もっと身近な人たちが参加できる組織になればよい。

(事務局)

学校協議会は、学校長が意見を聴くための組織であり、学校運営協議会とは異なる組織である。コミュニティスクールとしての位置づけにするには新たに学校運営協議会として組織を立ち上げる必要がある。

(会長)

他に意見や質問はないか。

(各委員)

意見等はなし。

＜学校選択制＞

(会長)

次に、学校選択制に関して、アンケートも含めて各委員から意見などを伺う。

学校選択制については、例えばスポーツの世界などの限られた目的や範囲で導入しているのが現状であり、今後、何か特色のある学校などを導入する場合は、学校選択制があってもよいかもしれない。どこの学校を選んでも良いという市町は全国的にもあまりないのではないか。

事務局から改めて府内の状況などの説明を求める。

(事務局)

学校選択制については、別添資料3-1(5項、6項)のとおり、市町村教育委員会が就学校を指定する場合に、あらかじめ保護者の意向を確認したうえで、就学予定者に対し、就学すべき小学校又は中学校を指定するもので、5つのタイプがある。

府内の状況として、審議資料17項のとおり、大阪市、枚方市、寝屋川市、泉佐野市、柏原市のほか、審議資料18項のとおり、特認校制度による学校運営を実施している。

特認校については、小規模校を中心として特色ある教育を行っている学校で、通学区域に関係なく市内のどこからでも就学を認めるもので、市町村が決めれば実施できる。近隣市町では泉佐野市や泉南市にも特認校はある。

(会長)

やはり、府内の事例は、目的や範囲が限定されていたり、特認校についてはものすごく小規模化した学校であったり、特殊な要因によるものが多い。

仮に、誰でも希望すれば市内のどこの小学校にも通えるとなると、学級数の見込みが立たないため、必要な教員の予測ができなくなることが大きな課題となる。また、特認校を導入しようとしても、阪南市にはこれだけ小規模化した学校がない。和歌山市では、加太小学校を特認校にして色々な地域から集まってきた地域特性に合った教育を実施しているが、阪南市が同じような教育ができる環境にはない。また海洋教育などの特色ある教育は特認校を導入しなくても実施できる。

少人数学級を推奨しながら、更に特別支援教育を集めてできるような学校があれば、特色がある学校として導入する価値があるかもしれない。また、公立

学校が学力だけで特認校を設けているところはないのではないか。

(事務局)

審議資料18項の特認校として泉南地区では岸和田市立東葛城小学校以下6校があるが、全ての学校が小規模校である。特認校がある地域の活性化なども含めて導入しているようだが、この学校へ行けば学力が向上するとかを売りにしている訳ではない。

(会長)

特認校は、特殊な教育ということで、色々な特徴を持った子どもたちが集まるので、大変ユニークな学校経営をしている。また、最近、和泉市では学校を統合して子どもたちを集めて2クラスにし、特認校として校舎を新築して義務教育学校を始めようとしている。このように大胆なことをやろうとするのであれば学校選択制を導入しても良いが、なかなか思うようには行かない。

スポーツの世界ではよくあり、和歌山県でも導入し始めている。

他に意見等はないか。

(F委員)

特認校について、学力やスポーツではなく、学校へ行きづらい子どもが通うようなフリースクール的な学校を地方自治体が持つてはどうか。

現在は、住んでいるところで学校が決まっているが、希望すれば気軽に通える仕組みがあっても良い。その仕組みとしてフリースクールがあれば良い。

(会長)

現在も、本来の学校に行かずに保護者の希望により学校を変更する仕組みはあり、例えば阪南市に居住地はあるが泉南市の学校へ通っている児童もいるのではないか。

(事務局)

審議資料20項のとおり、本市においても区域外就学及び指定外就学の許可基準を定め、条件を満たしていれば就学校の変更を認めている。

市外への就学校の変更いわゆる区域外就学についても、転居などによるものが多いが転居以外についても認めている。

(会長)

区域外就学及び指定外就学の運用については、積極的に公募するようなものではないが、もう少し柔軟な対応を検討してもよいのではないか。

他に意見や質問はないか。

(各委員)

意見等はなし。

<支援学級>

(会長)

次に、支援学級に関して、なぜアンケートを実施しなかったのか事務局からの説明を求める。

(事務局)

支援学級については、国の動向や市の取組状況を踏まえ、全市的に推進すべきものと考え、アンケートは実施しなかった。

したがって、審議資料を含めた市の考えについて、ここで各委員の意見をいただきたい。

(会長)

現在の各小中学校の支援学級数はどのような状況か。

(B委員)

中学校は2学級から4学級である。

(C委員)

小学校は2学級が最小で4学級が多く、6学級や8学級の学校もある。

(会長)

やはり、学級数が多い印象がある。支援学級の免許がある教員の割合はどのような状況か。

(事務局)

各学校により状況は異なるが、支援学級担任で特別支援学校教諭免許状を取得している教員は半分に満たない状況であり、免許を持たない教員は研修を受講する等の方法により、支援教育に関する知識理解を深めている。

(F委員)

支援学級は、少人数学習などで少し授業についていけない子どもが、別の教室で教えてもらうところということか。

(C委員)

通常学級に在籍している児童のなかで少し授業についていけないのであれば、通級指導教室に通う選択肢がある。

(F委員)

通常学級に在籍しており、授業にもついていけるが、あまり学校に行きたくない児童が通う場所を整備できないか。

(事務局)

一般的には、保健室で対応している場合があり、他にも教育支援センター(通称：シンパティア)に通うことも考えられる。

(会長)

通級指導教室の設置状況について、事務局の説明を求める。

(事務局)

通級指導教室は、小学校8校の全てと中学校2校に設置している。通級指導教室を設置していない中学校2校については、巡回により対応している。

(会長)

他に意見や質問はないか。

(各委員)

意見等はなし。

＜少人数学級＞

(会長)

次に、少人数学級に関して、アンケートも含めて各委員から意見などを伺う。

(副会長)

今回の議論は、国が定める「35人学級」から阪南市として更に踏み込んで「30人学級」や「25人学級」を推進するということなのか、それとも「35人学級」を基本に校内体制をどうするか、更に指導方法をどうするかということか。

(事務局)

事務局の考えとしては、学級編成については国が定める「35人学級」を基本に、今後の中学校の「35人学級」なども想定しながら、加配教員などを活用しながら少人数教育を推進していきたいと考えている。

(副会長)

そうであるなら、国の制度上で学級編成は「35人学級」となり、「30人学級」や「25人学級」の議論は不要となるのではないか。

(F委員)

現在、私の子の学級人数は30人だが、私の印象では少人数といえれば20人程度である。学級編成を少人数にするということではないのか。

(会長)

国が定める「35人学級」を阪南市が独自に「30人学級」や「25人学級」などの学級編成を行い、教員の配置の際に標準との差は市の予算で補填することと、少人数学級における中身についてどうするかという2つの要因がある。

議論の前に、現在の阪南市の1学級当たりの人数はどれくらいになっているのか。

(事務局)

令和4年5月1日現在の小学校の学年別児童数は、支援学級に在籍する児童を除くと1学級編成の学年では13人から39人、2学級編成の学年では40人から71人（20～36人／学級）、3学級編成の学年が76人から89人（25～30人／学級）となっており、学年を問わずに、1学級あたりの児童数は、既にほとんどの学級が35人以内の学級編成になっている。

(B委員)

あり方検討委員会での議論が進んだとしても、市として独自に教員を採用して補填していくことは考えずに国の基準どおりに進めるのであれば、各学校の裁量の範囲なのでここで議論する必要はないのではないか。

(事務局)

この審議資料にて議論をお願いした理由のひとつは、今後、整理統合を検討するにあたって、現在はまだ35人学級が進み始めたばかりで、小学校は全年が段階的に35人学級になり、今後中学校も35人学級になっていくことが

想定できる一方で、現状の学級数で検討を進めると35人学級になった時に学級増になることが課題となるためである。

審議資料の事務局としての考えは、国の制度改正や大阪府の学級編成基準に必要な教室数を確保しつつ、これまでと同様に、引き続き、子どもたちの一人ひとりの特性や学習進度、学習到達速度等に応じた指導を行う手段として、各学校の教室数に応じた様々な教員加配も取り入れながら、少人数教育を進め、国や大阪府の制度を活用した少人数学級編成についても継続して進めたいとしている。

ただし、この検討委員会で更に少人数の学級編成が必要だと結論づけされ、市としても財源が確保できるのであれば、更に良いとは考える。

(会長)

この検討委員会は、事務局の考えを基に議論はするが、事務局の考えに全て従う必要はなく、検討委員会としての結論を出せば良い。

近年は、子どもだけではなく保護者についても、多様性により教員の負担は増加しているなか、国は35人学級に段階的に引き下げることを決めた。

しかし、途中では30人学級も議論され、結果的に教員の配置や人件費など問題で35人学級に落ち着いた経緯がある。

これらを踏まえると、少子化が進んで子どもの数が減ると、教員をそれほど増員せずに30人学級が実現できることから、国の今後の見通しとして30人学級は十分可能性があるのではないかと。子どもの立場だけではなく教員にとっても、学級編成の人数を引き下げないと教育の質を担保できないのではないかと。

今後は、市の財政状況も踏まえる必要があるが、この検討委員会における少人数学級の方向性を示すことができればよいと考える。

(副会長)

かつて、府内の校長会での議論では25人学級が理想として、国に要望したことがある。その時の国の回答は35人学級であった。

また、35人という学級編成の人数も大切だが、教員の目の数にも着目する必要がある。学級編成が35人であっても、例えば支援学級に在籍する児童も通常学級で活動を共にするときは35人以上となり、学級担任の負担は増加する。この場合は学習支援員を配置し、関わる指導者の目を増やすことで補う。学習支援員の活用については、低学年や各学級の困りごとがある児童への支援を担う。こうした人的な配置で、よりきめ細かな教育が実現できることから、少人数学級の視点と併せて、市として検討されたい。

(会長)

他に意見や質問はないか。

(各委員)

意見等はなし。

<新しい時代に求められる教育>

(会長)

新しい時代に求められる教育として、特色ある教育として海洋教育を全市的に取り組んでいるのか。

(事務局)

特色ある教育は各学校とも様々な活動を行っており、それぞれの特色に応じた教育を実施しているところである。

海洋教育についても、海や山が近いなどの地域性を生かした教育として実施している学校があり、海洋教育を実施していない学校についても、海のことを知ろうという取組は行っている。また、例えば落語などを行っている学校もあり、それぞれの学校の特色に応じて進めており、海洋教育についても特色がある教育のひとつである。

(会長)

阪南市は海洋教育の副読本を作成しているが、これは全児童に配布したのか。

(事務局)

現在は、小学校については2学年分、中学校については学校につき数冊程度を配布している。

(会長)

次に、新しい時代に求められる教育のうち、阪南GIGAスクールビジョンに関して、各委員からアンケートによる意見などを伺う。

(F委員)

タブレット端末を使った授業は行っているようだが、家に持ち帰っての宿題や保護者との連絡帳としての機能など、もっと活用できるのではないか。教育委員会として具体的なスケジュールは決まっているのか。また、オンラインによる授業などに取り組むシステムはできないのか。

(事務局)

持ち帰りについては、習熟度などにより差があるが順次進めているところである。

オンライン学習については、コロナ禍のなかで実施している学校もある。ライブ配信などの実施については様々な課題もるので、順次整理しながら進めて行きたいと考えている。

(会長)

タブレット端末の維持管理や更新について、保護者の費用負担などを含めた市としての考えはあるのか。

(事務局)

保護者の費用負担については、貸与している学習用端末の修理に関して、故意による破損は保護者負担としているが、これまでに実例はない。タブレット端末の更新時期や費用負担については文部科学省の方針が示されていないので、国の動向を見守っている状況である。それまでの期間は現在のタブレット端末を使用することとなるのではないかと考えている。

(副会長)

国としては、タブレット端末を導入したばかりなので、更新のことよりも現在の利活用のことに注力したいとのことようだ。

ところで、阪南市におけるGIGAスクールサポーターなどやICT支援員の配置状況どうか。

(事務局)

本市においては、令和年度の導入時にはGIGAスクールサポーター1名を配置していたが、令和4年度はICT支援員として同様に教育員会事務局に1名を配置して、各学校を巡回している。

(副会長)

今後は、GIGAスクール構想に基づく取組が大事になる。先ほど委員から意見のあった保護者との連絡については、学習用端末は基本的に子どもたちが学習のために使うものなので、できればスマホ等のアプリを使用するなど学習用タブレット端末以外の手段で検討していただきたい。

オンラインの活用については無限の可能性があるが、なかなか学校に行けない児童が放課後に先生とオンラインにより学校の雰囲気を感じながら、学級の様子を映したり、徐々に子どもたちと交わったりしながら、段階を踏んで学校で子どもたちと一緒に過ごすための取組を行うことも考えられる。

また、WEBをいかに活用するか。留意点はオンラインに頼るのではなく、これまでの取組をどう補うかである。

小学校の人数が少なくなり、小学校同士の委員会活動として子どもたちがWEBでつながり情報を交換するなど、特に中学校校区内で行うと小学校と中学校の縦のつながり、例えば中学校の教師が小学校の授業にWEBで参画することで中学校入学時に円滑な融合ができる。

また、教員が他校の授業を見て学ぶことも大事だが、これまでは移動時間が伴うために半日かけた研修が、オンラインによって自分の都合に合わせて効率的に学ぶことができる。このようにこれまでの取組を補うために、そのためのより良いソフトもあるので検討いただきたい。

また、海洋教育の実践は素晴らしいが、それができる学校と地域的にできない学校があるので、SDGsによる環境教育の取組の一環として各学校の取組をオンラインで発表し合い、阪南市の環境について考えるというのはいかがでしょうか。

英語教育については、ALTもいるが、同時に翻訳するソフトもあるのでオンラインを活用して、例えば、学習上で関連がある外国の人たちの話を聞いたり、子どもたちがリアルタイムで翻訳しながら会話したり、子どもたちの視野を拓げる大きな可能性がある。

(会長)

現場の状況を踏まえた発言であった。特にGIGAスクール構想の中の教員の働き方改革については、例えば研修のシステムを変えることで、大きな力をもって反映できるのではないか。また、子ども同士の教育の学びの確保につい

でも、引き続き今回のアンケートでいただいた意見を参考にしながら議論していきたい。

他に意見や質問はないか。

(全委員)

意見等なし。

(会長)

本日の議題は、全て終了したので、閉会する。